

# 平成29年度「枚方市産業施策の概要」 事業者向け施策パンフレット



枚方市産業振興キャラクター  
ひこぼしくん

枚方市 産業文化部  
産業振興室 商工振興課

## 目的

(平成 22 年 10 月 1 日施行)

第 1 条 この条例は、京阪奈の結節点としての潜在力を持つ枚方市における産業の振興が地域の経済及び社会の活性化に果たす役割の重要性を踏まえ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、次代の産業を担い、支える人づくりを促進するとともに、産業の基盤の安定及び強化並びにその健全な発展を促進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 定義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- ② 経済団体 商工会議所、商店会、農業協同組合その他の市内の産業の振興にかかわる団体をいう。
- ③ 中小企業者 個人経営に近い小規模企業者、零細企業と呼ばれるもの等、中規模以下の企業者をいう。
- ④ 商店街 市内において、小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。

## 基本方針

第 3 条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- ① 商業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させる等、新たな顧客ニーズを開拓するとともに、交流とにぎわいの場を創出することにより、持続的な活性化を推進する。
- ② 工業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努め、企業の立地及び設備投資を促すとともに、経営革新、技術革新等を通じて、新たな事業の創出及び事業の高度化を推進する。
- ③ 農業については、農地の保全と活用を図り、より安全で安心な農産物の供給及び地産地消を促進するとともに、農地の持つ多面的機能を生かした都市型農業の振興を推進する。
- ④ 観光については、観光資源の創出に努めるとともに、観光資源に関する魅力ある情報を市の内外に広く発信する等、観光事業を促進し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を推進する。

3 商業、工業、農業、観光等の各分野の枠組みを超えた取組により、枚方のブランド力を発信し、地域における人、物及び情報の交流並びに市産品の需要を拡大させる仕組みづくりを進め、新たな経済効果を創出するとともに、人づくりのネットワークの構築、インターンシップの拡充等を図り、次代の産業を担う人材の育成及び地域での雇用の確保を推進するものとする。

## 市の役割

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者、経済団体等の活動と連携して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- ① 商店街等地域商業の活性化のための施策
- ② 地域工業の活性化のための施策
- ③ 中小企業者の発展に向けた施策
- ④ 農地の保全と活用を図り、農業の魅力を高めるための施策
- ⑤ 農業への理解を深め、多面的な機能を活用する施策
- ⑥ 観光の活性化のための施策
- ⑦ 伝統産業を支援するための施策
- ⑧ 事業者の経営基盤を安定させるための施策
- ⑨ 産業を担う人材育成及び雇用の確保のための施策
- ⑩ 産学公民の連携及び交流を促進するための施策
- ⑪ 商業、工業、農業、観光等の各分野の連携及び交流を促進するための施策
- ⑫ 勤労者の福利厚生の上をを図るための施策

2 市は、前項に規定する施策を実施するほか、産業振興の推進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 事業者等の役割

第5条 事業者は、地域の発展及び安全の確保、環境との調和等に向けた地域貢献活動により市民生活の向上に配慮するとともに、自らの創意工夫により、経営基盤の安定及び強化を図り、経営革新、技術革新等の推進、雇用の確保、人材の育成及び福利厚生の充実に努めるものとする。

2 事業者は、商工会議所、商店会、商店会の事業の共同化のための組織及びその連合会に積極的に加入するよう努めるとともに、市又は経済団体が行う産業振興及び地域活性化に資する事業に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

3 商店街において事業活動を行う者は、その地区の経済団体が、地域のにぎわいやもてなしの場を創出する事業を実施するときは、その事業に協力するよう努めるものとする。

4 経済団体は、事業者の事業活動を支援し、主体的に、又は市と連携して、産業振興及び地域活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

## 市民の理解と協力

第6条 市民は、産業の振興が自らの生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することについて理解し、産業振興に向けた施策等に協力するよう努めるものとする。

## 【枚方市の基礎情報】

人口：404,007人 世帯数：177,934世帯

面積：65.12 平方キロメートル（平成29年4月）

※枚方市統計情報よりから引用

全事業所数：10,484 事業所（府下7番目） 全従業者数：121,368人（府下6番目）

（製造業） 事業所数：566 事業所 従業者数：19,506人

（小売業） 商店数：2,105 商店 従業者数：19,205人

※「経済センサス活動調査」（調査日：平成26年7月1日）から引用

## 【枚方市産業振興キャラクター 「ひこぼしくん」プロフィール】



★ ひこぼしくん プロフィール ★	
なまえ	ひこぼしくん
誕生日	8月1日
好きな人	交野市産業PRキャラクター おりひめちゃん
おともだち	くらわんこ、ひらにゃんこ
好きな場所	枚方八景
チャームポイント	牛の角の形をした前髪
休みの日の過ごし方	星空を眺めること、半身浴・エステ

### ☆ コメント ☆

「枚方市の産業活性化だけでなく、枚方市のPR、出会いやつながりのシンボルとしても頑張っています！皆さん応援よろしくね！！」

## ～目次～

### 補助金

#### <工業>

1. 地域産業基盤強化奨励金 . . . . . P 1
2. 大阪府の企業立地優遇制度について . . . . . P 2
3. エコ工場化促進奨励金 . . . . . P 2
4. 環境マネジメントシステム認証取得事業助成金 . . . . . P 3

#### <商業>

5. 商店街等活性化促進事業補助金 . . . . . P 4

#### <事業者支援>

6. 新産業創出支援事業補助金 . . . . . P 5
7. 商工振興事業資金融資信用保証料補給金 . . . . . P 6
8. 大阪府開業資金融資信用保証料補給金 . . . . . P 6

#### □ 事業経営・就労に関する相談

1. 地域活性化支援センター . . . . . P 7
2. 地域就労支援センター . . . . . P 8

#### □ 各種お問い合わせ

1. 大規模小売店舗立地法の届出に関する問い合わせ . . . . . P 9
2. 小売商業店舗の出店に係る届出に関する問い合わせ . . . . . P 9
3. 工場立地法に係る届出に関する問い合わせ . . . . . P 9
4. 地域貢献活動報告（計画）書に関する問い合わせ . . . . . P 1 0
5. 商店街等整備計画等認定に関する問い合わせ . . . . . P 1 0
6. 合同企業就職面接会に関する問い合わせ . . . . . P 1 0

- ひこぼしくんを活用しませんか（利用案内） . . . . . P 1 1

# 補助金

## <工業>

### 1. 地域産業基盤強化奨励金

#### 【事業内容】

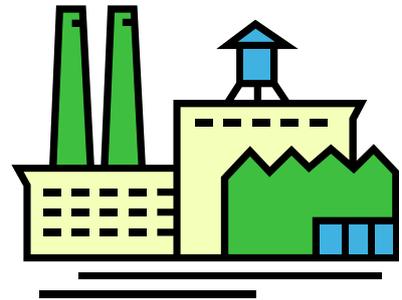
産業集積地域で操業を行う企業等に対して、新たに取得した土地・家屋・償却資産について固定資産税額の2分の1に相当する額を3年間補助します。

#### 【補助限度額】

なし（但し、最低投資金額があります：  
大企業 1億円、中小企業 3,000万円）

#### 【補助率】

対象物件に係る固定資産税額の2分の1相当額（3年間）



#### 【補助対象者】

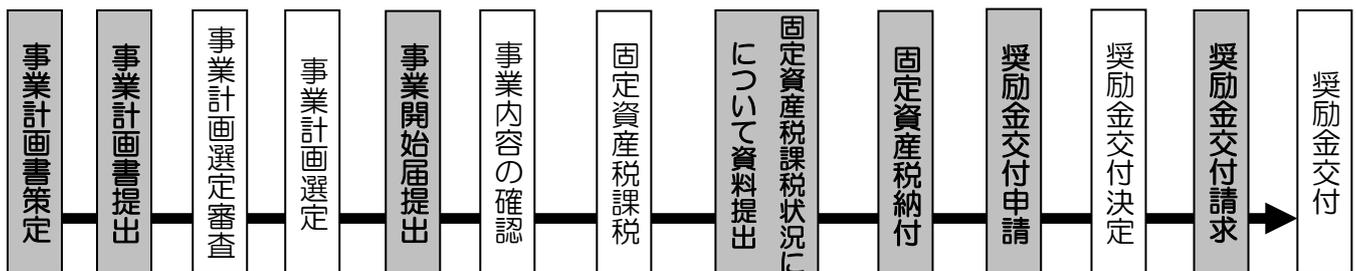
枚方市内で製造業（日本標準産業分類による）を営む事業者

#### 【補助対象地域】

- ①工業専用地域：枚方企業団地地区・大阪紳士服団地地区・中南部工業専用地域地区
- ②工業地域：中部工業地域地区・堂山東工業地域地区・中南部工業地域地区・出口、中振工業地域地区
- ③準工業地域（地区計画策定区域及び建築協定認可区域に限ります。）  
：津田サイエンスヒルズ地区・鉄工塗装団地招堤大谷地区

#### 【事業計画書の提出】

対象物件の契約や発注前に所定の事業計画書等を商工振興課に提出してください。  
事業計画書の提出前に契約や発注、納品、支払等を行った物件は、この奨励金の対象となりません。  
※但し、土地に関しては取得後1年未満であれば対象となります。



## 2. 大阪府の企業立地優遇制度について

### 【内容】

大阪府内で工場・研究開発施設等を新築もしくは増改築する際に、一定の要件を満たす場合は、大阪府企業立地促進制度（企業立地促進補助金、産業集積促進税制等）がご利用になれます。詳細は以下に記載の大阪府の担当窓口にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 立地・成長支援課  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階  
TEL 06-6210-9406、06-6210-9482  
FAX 06-6210-9296  
URL <http://www.pref.osaka.jp/ritchi/>

## 3. エコ工場化促進奨励金

### 【事業内容】

工場等に新規に導入する太陽光発電システムまたは LED 照明の購入及び建物等への設置工事に係る経費の10分の1を補助します。

### 【補助限度額】

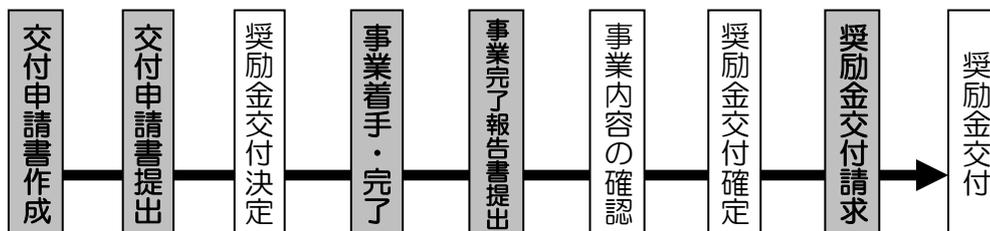
同一年度内250万円まで（但し、最低投資金額があります：10万円）

### 【補助率】

対象経費の10分の1

### 【補助対象者】

枚方市内で製造業を営む事業者



#### 4. 環境マネジメントシステム認証取得事業助成金

##### 【事業内容】

- ① ISO14001の認証を取得した事業者に対して、認証取得に係る経費の3分の1を乗じた額を補助します。
- ② エコアクション21の認証を取得した事業者に対して、認証取得に係る経費の2分の1を乗じた額を補助します。

##### 【補助限度額】

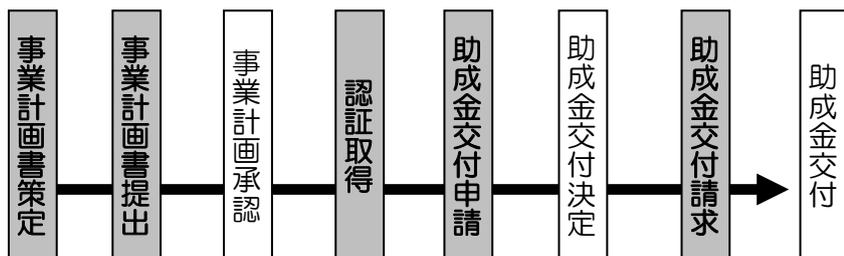
- ① 50万円
- ② 10万円

##### 【補助率】

- 対象経費の3分の1  
対象経費の2分の1

##### 【補助対象者】

市内に事業所を有し、1年以上事業活動を行っている中小企業基本法第2条に定める中小企業者で、新たに認証を取得しようとする者



## <商業>

### 5. 商店街等活性化促進事業補助金



#### 【補助対象者】

- ① 中小企業等協同組合法に定める事業共同小組合
- ② 商店街振興組合法に定める商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ③ 市長が適当と認める商店組織

#### I. オンリーワン商店街創造事業

【事業内容】 中長期的な観点の下、商店街等の活性化又は再生を図ることを目的として実施する事業

【補助限度額】 200万円 【補助率】 補助対象経費の2分の1

(同一事業について、4年目以降は補助限度額を100万円とします。)

本項目を申請した商店街等であり、事業に必要な調査及び企画立案に係るコーディネート委託料を追加補助

【補助限度額】 30万円 【補助率】 補助対象経費の2分の1

#### II. 魅力発信事業

【事業内容】 ホームページ等の媒体を用いて商店街等を効果的に広報する事業

【補助限度額】 100万円 【補助率】 補助対象経費の2分の1

#### III. 販売促進事業

【事業内容】 地域と連携して行う少子化・高齢化など様々な地域の課題等の対応に関する取組と認められるもので、期間限定のセールや夏祭り等の催事を行う事業

【補助限度額】 60万円 【補助率】 補助対象経費の2分の1

#### IV. 共同設備等整備事業

【事業内容】 商店街等の魅力を高めるための共同設備等の設置又は補修を行う事業

【補助限度額】 100万円 【補助率】 補助対象経費の2分の1

#### V. 街路灯電気代補助事業

【事業内容】 商店街等の安全・安心の確保及び魅力向上のために街路灯を維持管理する事業

【補助限度額】 なし 【補助率】 補助対象経費の10分の9

## <事業者支援>

### 6. 新産業創出支援事業補助金

#### 【事業内容】

地域資源を活用した事業、学術・研究機関と連携して行う事業、もしくは医療・健康分野に係る研究開発事業を実施する事業で、新規性・収益性・地域性・実現性・成長性において優れており、本市の地域産業の活性化に相当の効果があると認められる事業に対して補助金を交付します。

※事業については外部委員による選定審査会において決定されます。

#### 【補助限度額】

200万円

#### 【補助率】

補助対象経費の2分の1

#### 【補助対象者】

枚方市内に事業所を有する（開設予定含む）個人・法人・経済団体

#### 【審査基準】

新規性：新産業・ニュービジネスを創出する事業で、既存のものではなく、趣向や発想が新しいこと

収益性：収益計画が妥当であり、持続可能な事業であること。

地域性：地域資源の活用や地域課題の解決など地域産業への活性化につながること。

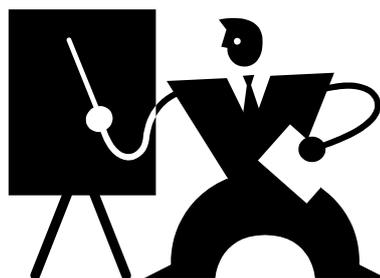
実現性：市場調査等事業を実現するための準備や、その他課題解消に向けた取組みを行っていること。

成長性：将来に向けて発展性のある事業であり、新たな雇用や販路拡大など事業の成長が見込めること。

※審査時には、その他に事業の実現性・公共性についてもポイントとされます。

※事業内容が医療・健康分野に関する場合は医療・健康分野における社会的貢献度もポイントとされます。

☆ 事業の募集時期・選定委員会の開催等については、決まり次第、広報等でお知らせいたします ☆



## 7. 枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金

### 【事業内容】

枚方市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）の融資を受けた事業者を対象に、融資に係る信用保証料を10万円まで補給します。

### 【補助限度額】

10万円

### 【補助対象者】

市内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模事業者

## 8. 大阪府開業資金融資信用保証料補給金

### 【事業内容】

大阪府制度融資「開業サポート資金」の融資を受け、市内で開業した事業者を対象に、融資に係る信用保証料を10万円まで補給します。

### 【補助限度額】

10万円

### 【補助対象者】

申請時点において枚方市内で開業している個人・法人



# 事業経営・就労に関する相談

## 1. 枚方市立地域活性化支援センター

### 【主な事業内容】

#### 経営相談

経営相談では、各分野の専門家や経験豊かな企業OBなどの相談員が、創業・経営等に関するあらゆるお悩みについて個別相談（無料）を行います。※予約制

#### ビジネスカフェ

経営者、創業希望者が集まるビジネスカフェ。市内のカフェを会場に気軽に創業に関する情報交換等を行います。

#### 創業実践塾

創業実践塾はビジネスプランを具体化するためのステップを、年間を通じて総合的に支援します。

#### インキュベートルーム

起業者や新しいビジネスに挑戦する人の事業化準備拠点として、経営面をサポートします。

#### 事業者向けセミナー

人材育成、経営革新、販路開拓・拡大、ものづくり現場改善、IT、地域資源活用など各種セミナーを実施しています。

#### 貸会議室

各種会議、セミナー、面接等に幅広くお使いいただけます。保育室やパソコン研修室もあります。

【施設住所】 輝きプラザきらら 5階～7階（枚方市車塚1丁目1番1号）

【問い合わせ】 電話番号：050-7105-8080 FAX番号：072-851-5384

【開館時間】 月曜～土曜（午前9時から午後9時）※窓口受付終了は午後8時30分  
日曜、祝・休日（午前9時から午後5時）※窓口受付終了は午後4時30分  
休館日：年末年始（12月29日から1月3日）※施設の保守点検等により臨時休館する場合あり

《枚方市立地域活性化支援センターホームページ》

URL:<http://www.hirakata-kassei.jp/>

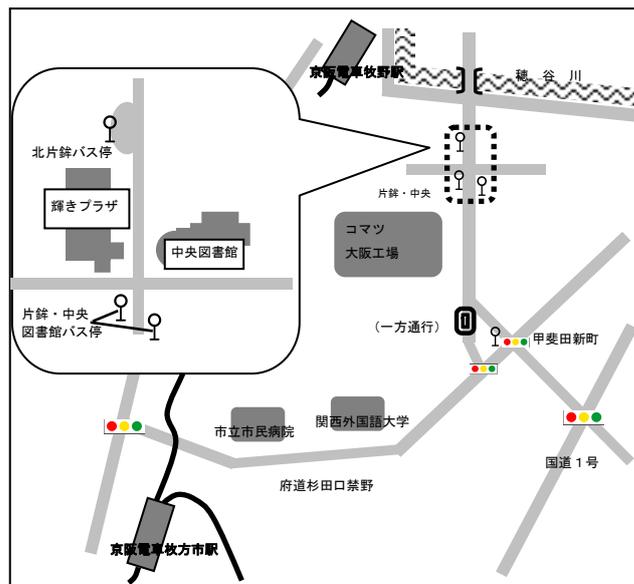
★地域活性化支援センターメールマガジン  
発信中です。ぜひトップページより登録して  
下さい！

《ものづくり企業支援総合サイト》



枚方市の「ものづくり(製造業)」の  
企業・技術・製品情報を掲載中！  
取引拡大や新製品開発に  
ご利用ください！

URL：<http://www.waza-kirara.jp/>



## 2. 枚方市地域就労支援センター

働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、職業相談や就労に関する講座・セミナーの紹介などを行っています。相談内容は秘密厳守、無料ですのでお気軽にお越しください。

※但し、職業紹介は行っていません。

### 【主な相談事例】

- ① 職業に関する相談
- ② 母子家庭の母親・父子家庭の父親・障害者・若年者・中高年等の就労相談（応募書類の添削・面接アドバイス等）
- ③ 就労セミナー・講座等の実施・紹介
- ④ 各種ステップアップ事業への推薦

### 【相談場所】

NPO 法人枚方人権まちづくり協会内（サンプラザひらかた1号館5階）

住所：枚方市岡東町12-1-502

### 【定例相談日】

月曜～水曜日・金曜日（午前9時から午後5時30分）

就労支援コーディネーターが相談にお応えします。

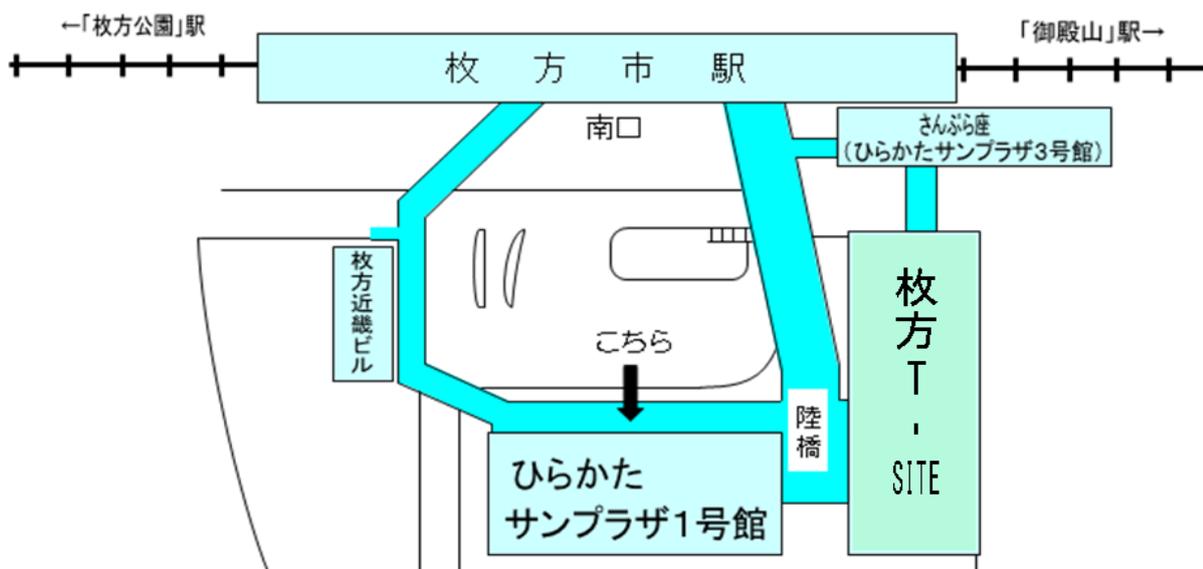
原則、予約制の個別面談となっておりますので事前にお申し込みください。

### 【問い合わせ・申し込み先】

地域就労支援センター（NPO 法人枚方人権まちづくり協会内）

電話番号：072-844-8788

FAX 番号：072-844-8799



# 各種お問い合わせ

## 1. 大規模小売店舗立地法の届出に関する問い合わせ

### 【届出概要】

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗（店舗面積が1,000平方メートルを超えるもの）の立地によって生じる「周辺地域の生活環境への影響」について、店舗の設置者に対して配慮を求めめるための手続きを定めた法律です。

※大規模小売店舗を新設又は変更される場合は、地域貢献活動報告（計画）書のご提出を求めています。詳しくは、4. 地域貢献活動報告（計画）書に関する問い合わせ（P10）をご確認ください。  
※平成25年1月1日から大阪府より大規模小売店舗立地法に基づく事務権限が移譲されたため、枚方市に対し、大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要です。

## 2. 小売商業店舗の出店に係る届出に関する問い合わせ

### 【届出概要】

店舗面積が200平方メートル以上1,000平方メートル以下の小売商業店舗を出店（新設又は増改築）するときには、枚方市小売商業店舗の出店に係る指導に関する要綱に基づき届出が必要です。

※小売商業店舗を新設又は増改築される場合は、地域貢献活動報告（計画）書のご提出を求めています。詳しくは、4. 地域貢献活動報告（計画）書に関する問い合わせ（P10）をご確認ください。

## 3. 工場立地法に係る届出に関する問い合わせ

### 【届出概要】

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

### 届出対象となる工場(特定工場)

製造業等(注1)に係る工場または事業場(注2)であって、一の団地内における敷地面積が9,000平方メートルまたは建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの。

(注1) 製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業または熱供給業。

(注2) 電気供給業に属する発電所で水力もしくは地熱を原動力とするものまたは太陽光を電気に変換するものを除く。

※特定工場を新設又は変更される場合は、地域貢献活動報告（計画）書のご提出を求めています。詳しくは、4. 地域貢献活動報告（計画）書に関する問い合わせ（P10）をご確認ください。

#### 4. 地域貢献活動報告（計画）書に関する問い合わせ

##### 【届出概要】

本市では、平成22年10月から「枚方市産業振興基本条例」を施行しており、事業者の皆様に対して、地域貢献活動や雇用の確保、商工会議所・商店会等への加入、産業振興及び地域活性化に資する事業への積極的な参加・協力などを求めています。本条例に基づき下記の対象事業者の方には、店舗・工場の新設又は変更時等に任意で地域貢献活動報告（計画）書を提出していただきます。提出していただいた地域貢献活動報告（計画）書はホームページに掲載いたします。

##### 【対象】

- ①大規模小売店舗立地法による届出の対象となる大規模小売店舗
- ②枚方市小売商業店舗の出店に係る指導に関する要綱による届出の対象となる小売商業店舗
- ③工場立地法による届出の対象となる特定工場

#### 5. 商店街等整備計画等認定に関する問い合わせ

##### 【認定概要】

中小小売商業振興法に基づき、商店街振興組合など中小小売事業者等が作成する商店街整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備などの高度化事業計画を市町村が認定するものです。

#### 6. 企業就職面接会に関する問い合わせ

##### ① 枚方若者仕事マッチングフェスタ

###### 【事業概要】

市内の中小企業における人材不足の解消と若者の雇用促進を図るため、企業・求職者に対するセミナーの開催や合同面接会によるマッチング、早期離職防止の研修など、雇用・就労から定着まで、一貫した支援を行います。〈開催時期：平成29年9月頃〜〉

##### ② 三市合同企業就職面接会

###### 【事業概要】

効率的で効果的な求職求人活動を提供するため、枚方市・寝屋川市・交野市及び枚方雇用開発協会・ハローワーク枚方・大阪府と連携して、合同企業就職面接会を開催しています。

〈開催予定時期：平成30年1月頃〉

##### ③ その他の企業就職面接会

###### 【事業概要】

ハローワーク枚方と連携し企業就職面接会を開催します。詳細については広報費ひらかた及び市ホームページ等によりお知らせします。

# ひこぼしくんを活用しませんか？



枚方市産業振興キャラクター「ひこぼしくん」は、地域に古くから伝わる「七夕伝説」を活用して産業を活性化しようという市民グループの提案をきっかけに、公募により決定しました。

ひこぼしくんは「ひこぼし」の別名「牽牛星(けんぎゅうせい)」にちなみ、髪型は牛の角をイメージしたイケメンです。

市内産業の活性化とともに、出合いやつながりのシンボルとして広く活躍しています！

**あなたも「ひこぼしくん」キャラクターデザインや着ぐるみを活用して、自社商品のPRやイベントの賑わいづくりをしてみませんか？【無料で使用できます】**

## 1. 「ひこぼしくん」のキャラクター使用

「ひこぼしくん」のキャラクターデザインを商品の本体・包装・広告物等に使用することができます。

「ひこぼしくん」のキャラクター使用に関しては、地域活性化支援センターホームページ(<http://www.hirakata-kassei.jp/>)のトップページバナー「それいけ！ひこぼしくん」サイトに、使用要件や申請方法などが掲載してありますのでぜひご覧ください！

### 【申請方法】

①ひこぼしくんの使用にはいくつか要件がありますので、まずは申請前に、商品掲載可能な使用方法であるか、地域活性化支援センターに電話やメールでお問い合わせください。詳細は、地域活性化支援センターホームページの「それいけ！ひこぼしくん」サイト内「キャラクター使用について」ページ内の「枚方市産業振興キャラクターの使用に関する要綱」をご覧ください。



②同ページから「キャラクター使用申込書」をダウンロードして記入する。



③申込書に押印の上、必要書類（使用方法等がわかる企画書・申込者の概要が確認できる資料・使用イメージ図）を添えて地域活性化支援センターへ持参、又は郵送する。



④後日、「キャラクター使用承認通知書」が申請者に送付される。

※貸出し決定には1週間から10日程度かかりますので、余裕を持って手続きをお願いします。



⑤地域活性化支援センターホームページの「ひこぼしくんのへや」サイト内「キャラクター使用について」ページから、好きなデザインをダウンロードして商品に掲載する。



⑥ひこぼしくんのキャラクター使用期間終了後に「キャラクター使用報告書」を地域活性化支援センターに提出する。

## 2. 「ひこぼしくん」の着ぐるみ使用

「ひこぼしくん」の着ぐるみをイベントに登場させ、参加者増加を図り会場を盛り上げよう！ひこぼしくんとツーショット写真も撮り放題で、子どもから大人まで大喜び。

また、使用報告書とイベントの写真データをお送りいただければ、地域活性化支援センターホームページの「それいけ！ひこぼしくん出動日誌」に掲載されますので、会社や地域のPRにもなります。

「ひこぼしくん」の着ぐるみ使用に関しては、地域活性化支援センターホームページ (<http://www.hirakata-kassei.jp/>) のトップページバナー「それいけ！ひこぼしくん」サイトに、使用要件や申請方法などが掲載してありますのでぜひご覧ください！

### 【注意事項】

★ひこぼしくんの貸出しは、着ぐるみのみです(中身は貸出せませんのでご了承ください)。

★ひこぼしくんの貸出し予約は、使用日の6カ月前から可能です。

### 【使用手順】

①ひこぼしくんの貸出しが可能か(日程・要件など)を地域活性化支援センターへ確認してください。

詳細は、地域活性化支援センターホームページの「それいけ！ひこぼしくん」サイト内「ひこぼしくんの貸出しについて」ページ内の「ひこぼしくん貸出しに関する要綱」をご覧ください。

※確認される場合は、月曜から金曜の午前9時～午後5時15分にお電話ください。



②同ページから「ひこぼしくん着ぐるみ使用申込書」をダウンロードして記入する。



③申込書に押印の上、地域活性化支援センター(枚方市車塚1-1-1 輝きプラザきらら6階)へ持参、又は郵送する。

※持参される場合は、月曜から金曜の午前9時～午後5時15分にお越しください。



④後日、「貸出決定承認通知書」が申請者に送付される。

※貸出し決定には1週間～10日程かかりますので、余裕を持って手続きをお願いします。



⑤貸出し日時に着ぐるみを地域活性化支援センターにて受け取り、使用后同所へ返却する。

※受け取りは12月29日～1月3日を除く毎日(臨時休館日の場合あり)の午前9時から午後8時まで可能です。



⑥使用後に「ひこぼしくん使用報告書」の提出をお願いしています。

報告していただいた内容は、「それいけ！ひこぼしくん出動日誌」でご紹介させていただきます。

### 問い合わせ・申し込み先

枚方市立地域活性化支援センター

〒573-1159 枚方市車塚1丁目1番1号 輝きプラザきらら6階

電話番号：050-7105-8080

FAX 番号：072-851-5384

URL：<http://www.hirakata-kassei.jp/>



今後も枚方市の産業振興をよろしく申し上げます☆

【問い合わせ先】

枚方市 産業文化部 産業振興室 商工振興課

電話番号 : 072-841-1381

FAX番号 : 072-841-1278

メールアドレス : [shokou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:shokou@city.hirakata.osaka.jp)